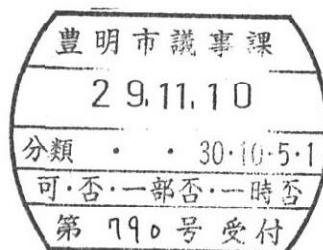


平成 29年 11月 10日

豊明市議会議長 殿

行政等視察報告書



議員名 杉浦光男

平成 29 年度豊明市議会政務活動費にて下記のとおり行政等を視察しましたので報告します。

年 月 日	視察先	視察項目及び成果等
平成 29 年 10 月 11 日 (水) から 10 月 13 日 (金)	① 長野県松本市 ② 長野県小諸市 ③ 群馬県前橋市 ④ 群馬県高崎市	① 食品ロス削減の取り組みについて ② 子どもの体力・運動能力の向上と 発達を高める運動遊び事業について ③ 滞納整理について ④ ・子ども発達支援センターについて ・介護 SOS サービスについて

(注) 別紙添付も可能とします。

(注) 本報告書は 5 年間公開します。

新風とよあけ会派視察報告

平成 29 年 11 月 10 日

豊明市議会議長殿

杉浦 光男

下記の通り会派視察を実施しましたので報告します。

記

視察日 平成 29 年 10 月 11 日 (水) ~ 13 日 (金)

視察先及び視察項目

10月11日	・長野県松本市	食品ロス削減の取り組みについて
10月12日	・長野県小諸市	体力・運動能力を高める運動遊び事業について
	・群馬県前橋市	滞納整理について
10月13日	・群馬県高崎市	こども発達支援センターについて 介護 SOS サービスについて

1 松本市 食品ロス削減について

(1) 問題の所在

- ・世界的な食料危機の問題、世界の栄養不足人口は 9 人に 1 人。
- ・日本の食料自給率は 39 パーセントなのに宴会、飲食店、家庭での生ごみ等で大量のロスが発生している。
- ・経済社会では大量生産、大量消費という論理によって成り立っている。このような状況のなかで、いかに、食品ロス削減を図っていくか。

(2) 松本市の食品ロス削減事業の実際の取り組み

○飲食店での取り組み

- ・残さず食べよう 30・10 運動
- ・{残さず食べよう} 推進店・事業所認定制度

○家庭での取り組み

- ・残さず食べよう 30・10 運動
- ・園児対象の参加型環境教育
- ・もったいないクッキングレシピ集

(3) 国の取り組み状況

関係省庁の連携によって食品ロス削減のための消費者の意識改革に向けた取り組みを推進している。

○食べ物に、もったいない をもういちど一国民運動の展開

(4) 豊明市の取り組み

○幼児教育の一環としての取組は保育園等で紙芝居を活用している。

内容については、その一部は松本市の許可を得て行っている。

○市の取り組みの主なもの

- ・広報による啓発
- ・豊明高校イラスト部による啓発ポスターの活用
- ・小学校への出前講座

(5) 豊明市が課題として取り組むべきものは

○幼児、小学生、中学生へ食品ロス削減を位置づけた食育教育が重要である。それは意識改革につながる。

2 小諸市 子どもの体力・運動能力の向上と発達を高める運動遊び事業について

(1) 問題の所在

支持力（体を支える力）、跳躍力、懸垂などの基本運動を身につけ、動ける体をつくる。動ける体を使って友達とたくさん遊び、コミュニケーションを増やすことで、心と体が健やかに成長すと考える。小中学校で荒れる子どもやキレる子ども、また学級崩壊は減少するのではないかと考える。そのために運動遊びプログラムを作成し実践する。

(2) 新たな教育を作っていくための組織

○教育委員会が保育所事務から幼児教育まで一手に担う。

- ・保育所事務を保健福祉部厚生課から教育委員会へ移管
- ・教育委員会内に子ども育成課を新設
- ・運動保育士は、NPO 法人運動保育士会へ委託

(3) 事業の取り組み

○運動保育士による巡回指導が中心

- ・15 施設（保育園 9、幼稚園 1、小学校 3、子どもセンター 1、児童発達支援施設 1）

(4) 成果の検証

○今後、効果の検証に力をいれていく。

(5) 豊明市の児童、生徒の体力作りについて

○体育学習における共同の学び

- ・学びのなかで他を認め自らの力を最大限引き出す。

○業間体育、部活動、遊び、運動会、体育大会、応援合戦等

(6) 豊明市の体力作りにおける努力目標

○体育の授業の工夫や部活動の充実、多様な遊びの奨励により、運動に親しむ習慣を身につけ、体力の向上を図る。

3 前橋市 滞納整理について

(1) 問題の所在

市町村においては、その滞納整理の取り組み方や体制、方針等において大きな差異がある。財産調査や滞納処分を広範囲かつ積極的におこなっているところや、財産調査・滞納処分をおこなっていないところなど自治体によってその状況は様々である。そこで目指すべき滞納整理について考えていきたい。

(2) 滞納処分の流れ（豊明市の場合も同じ）

- ・期限が過ぎても未納
- ・督促状発送、その後も未納
- ・催告状発送、その後連絡 相談なし
- ・特別催告書送付
- ・財産調査実施、なおも連絡 相談なし
- ・預貯金があれば差押、換価実施 土地家屋差押

○法令上は督促状発送後、期限までに納付なき場合は差押をするように定められている。

(3) 組織体制の充実

- ・組織人数 65 人
- ・内訳（収納管理 14 人、収納第一 14 人、収納第二 11 人、収納第三 10 人、収納第四 7 人、税務企画 9 人）

(4) 学ぶ点は何か

○公平、厳正な滞納整理のために次の視点が大切である。

- ・きめ細やかな納税折衝をする。
- ・徹底した財産調査をする。
- ・滞納者の生活実態を誤りなく把握する。
- ・数字優先のために追い込む行き過ぎた取り立てをしない。

4 高崎市 子ども発達支援センターについて

(1) 問題の所在

発達支援を必要とする子どもがいる。そこで、こども発達支援センターは、発達に不安のある子どもとその保護者や関係機関の方を

支えるとともに、0歳から中学校卒業まで一かんした支援を行うことを目的に、平成23年4月1日に市役所管内に開設した。

- (2) 高崎市は将来を担う人材育成、なかんずく弱者が将来自立し、社会参加できるように力を注いでいる。(資料1、2) このことは、高崎市、全ての子どもの育成につながる。

○豊明市は支援を必要とする子どもへの手当ては人的、物的面において、かなり充実してきたと考える。今後、さらに人材育成の課題解決に向けて努力していく。

高崎市 介護SOSサービスについて

- (1) 問題の所在

在宅介護の家庭における負担は大変なものである。そこで高崎市では平成28年4月より高齢者の在宅介護の支援として家族や介護者の介護負担の軽減と、介護が原因による離職の防止を目的として介護SOSサービスを始めた。

- (2) 高崎市内に在住し、住民登録のある65歳以上の者が利用できる。

○訪問サービス介護や見守りを必要としている高齢者の家族や、高齢者世帯が、介護の手配が必要になったときに、プロのヘルパーが即時訪問し介護サービスを提供する。(資料3)

○宿泊サービス家族・介護者が介護できなくなった場合に宿泊サービスを提供する。(資料3)

- (3) 豊明市として先進事例に学び、より良い介護を求めていきたい。

〈資料1〉

1 相談支援事業

(1) 個別相談

目的 発達に不安や課題をもつ児童とその保護者などの相談に応じ、子育ての不安の軽減を図ると共に、関係機関と連携しながら総合的に支援していく。

内容 心理士、教諭、保健師、保育士、言語聴覚士、作業療法士、看護師による相談（常時）専門医による相談（月4回）

〈来所相談：件数内訳〉

単位：件数（延）

	電話相談	個別来所相談	個別来所相談内訳				
			心理士	検査	言語聴覚士	作業療法士	医師
27年度	2,362	2,843	1,857	112	430	360	84
28年度	2,900	3,327	2,516	145	120	459	87

〈来所相談：内容内訳〉

単位：件数（延）

	言葉の 遅れ	運動の 遅れ	行動上 の問題	育児 不安	親子 関係	就園 就学	園・学校 との関係	学習の 問題	情報 収集	情報 提供
28年度	1,082	658	1,488	455	297	302	319	252	67	73

〈来所相談：年齢別内訳〉

単位：人（実）

年齢	3歳 未満	年少	年中	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	その他	計
人數	293	173	123	152	88	81	65	58	42	37	39	28	16	0	1,195
男	192	126	82	106	66	58	47	44	32	28	28	20	11	0	840
女	101	47	41	46	22	23	18	14	10	9	11	8	5	0	355
計	293	448				371				83				0	1,195

(2) 学校訪問相談

目的 学校における児童・生徒の様子を観察し、支援の方法について教職員と話し合うことにより、生活や学習面で困り感やつまずきを抱える児童・生徒が、自分らしくのびのびと過ごせるように支援する。

内容 保護者や学校からの依頼により学校を訪問し、児童・生徒を観察するとともに、教職員と支援の方法について検討し、必要に応じて保護者相談や、支援会議等を実施する。

〈学校訪問：相談件数〉

	小学校		小学校1年生訪問		中学校	
27年度	128回	168人	58回	719人	12回	23人
28年度	142回	183人	58回	636人	17回	18人

〈資料2〉

(3) 保育所(園) 幼稚園巡回相談、保護者相談

目的 支援が必要と思われる園児を早期に把握し、集団保育においての適切な関わり方を提供することで、円滑なクラス運営と幼児の健全な育成を目指す。

内容 巡回相談：市内の全保育所(園)・幼稚園、こども園を年1回以上巡回し、園児を観察するとともに保育士、教諭の相談に応じる。

保護者相談：家庭と各園が連携し、共通認識をもった適切な支援を行うため、保護者を交えて相談に応じる。

<巡回相談：件数>

	定期・不定期 巡回相談		保護者相談	
	回 数	人 数	回 数	人 数
27年度	160回	1,421人	46回	87人
28年度	171回	1,586人	29回	41人

(4) 乳幼児発達相談「にこにこるーむ」

目的 発達の遅れや偏りのある乳幼児を早期に把握し、助言・指導を行うことで、保護者と子どもが安心して日常生活を過ごせるように支援する。

内容 総合保健センター(月2回)、箕郷・群馬・新町・榛名倉渕・吉井地域の各保健センター(それぞれ月1回)を会場として、作業療法士及び保健師、看護師による相談・助言・指導を行う。(健康課と共同で実施)

<乳幼児発達相談「にこにこるーむ」：件数>

		回 数	延べ人数(人)
27年度	全体	83回	610
28年度	本庁	24回	262
	箕郷保健センター	12回	53
	群馬保健センター	11回	87
	新町保健センター	12回	61
	榛名・倉渕保健センター	12回	62
	吉井保健センター	12回	35
合 計		83回	560

〈資料3〉

介護SOSサービス

訪問サービス



利用料金

1時間あたり
250円

利用は、原則1ヶ月5回まで

▼提供するサービス

1 介護保険と同等のサービス

身体介護	排泄介助、食事介助、調理、清拭・入浴、身体整容、更衣介助、体位変換、移乗・移動介助、通院・外出介助、起床・就寝介助、服薬介助、自立生活支援のための見守り的援助
家事援助	掃除、洗濯、ベッドメイキング、衣類の整理・被服の補修、一般的な調理、配下膳、買い物・薬の受け取り

2 市が定めるサービス行為

介護補助	ベット等からの転落や廊下等での転倒により、介護者が要介護者を抱え、または引き上げ等の動作により、安全な場所に移乗・移動の介助ができない場合、その介助を補助
介助代行	入院に必要な衣服、洗面等の道具を自宅等から届けるまたは買い物により入院準備を代行

介護SOSサービス

▼提供するサービス

- ・宿泊
- ・食事
(朝食8時・夕食17時30分)
- ・入浴
- ・送迎 (20時まで)

- 《宿泊時の持参物品》
- ・着替え
(寝間着を含む)
 - ・洗面道具
(歯ブラシ、歯磨き粉、タオル、櫛等)
 - ・内服薬
 - ・その他ご自身で必要なもの (尿とりパットなど)

利用料金

1泊2食付

1,000円

1泊2食・3喫煙付

1,100円

利用は、原則1ヶ月3回まで
(1回の利用は2連泊まで)

注意!

- ◆宿泊できるのは、認知症状がないご自分で身の回りのことができる方です。
- ◆宿泊施設では、直接申込みの受付はしていません。